

「不当な差別」という用語について

1. 法律や条例における「不当な差別」及び「差別」の用例

- 法律においては、「不当な（に）差別」、「差別」のいずれも使用されているが、「不当な（に）差別」のほうが多い傾向にある。また、「不当な差別的取扱い」という形で使用されていることが多い。

(例) 「不当な差別」：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
ヘイトスピーチ解消法
障害者差別解消推進法 など

「差別」：男女共同参画社会基本法
人権擁護委員法
障害者基本法 など

- 三重県条例では、「不当な差別」と「差別」の使用例が同程度となっている。なお、人権が尊重される三重をつくる条例では、「不当な差別」を使用している。
- 差別について位置付けている他県等の条例では、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例、鳥取県人権尊重の社会づくり条例、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例など、「不当な差別」を使用している例が多い。

2. 障害者差別解消推進法における「不当な差別的取扱い」の考え方

- 障害者差別解消推進法における「不当な差別的取扱い」の基本的な考え方として、内閣府の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、「障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること」とされており、「障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない」とされている。
- また、「正当な理由」に相当するのは、「障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合」であるとされている。

3. 判例・学説の状況（※）

- 従来の憲法学の通説や判例では、「合理的差別」、「不合理な差別」というように、「差別」という言葉をいわば価値中立的に用いてきたとされている。
- ただし、「差別」＝「不合理な差別」という用い方が社会的に一般化しているとして、「合理的な差別」ではなく「合理的な区別」を使用したり、「差別」という用語のみを使用したりする憲法学者も存在している。

※ 野中俊彦ほか『憲法1 第5版』（平成24年、有斐閣）

「公的生活」という用語について

1. 外務省の解釈（※1）

- 「公的生活 (public life)」の意味とは、国や地方公共団体の活動に限らず、企業の活動等も含む人間の社会の一員としての活動全般を指すものと解されます。つまり、人間の活動分野のうち、特定少数の者を対象とする純粹に私的な個人の自由に属する活動を除いた、不特定多数の者を対象とするあらゆる活動を含むものと解されます。

※1 外務省「人種差別撤廃条約Q&A」

2. 学説等（※2）

- 条約起草過程から「公的生活の分野」という文言の意味や、これが条約に挿入された趣旨を明らかにすることはできない。この点に関するまとまった議論はなかったからである。また、人種差別撤廃委員会においても十分な議論はない。
- 「公的生活の分野」という文言によって正当化される例外の範囲は、問題となる権利の性質や内容、ある国家における私的な人種差別の強度、取扱いの差異の社会的影響などによって国ごとに異なり得るものであり、一律にその基準を示すことは困難である。例外の範囲の決定においては、当該国の社会状況からみて不合理なものではない限り、当事国の裁量が認められていると考えることができよう。
- アメリカは、(……)「公的生活」という文言によって、条約の禁止の範囲を「いくらかの範囲の政府の関与を伴う行為及び行動、又は『州の行為』に限定している」ように思われるとしている。

※2 村上正直『人種差別撤廃条約と日本』（平成17年、日本評論社）

3. 参考事例

- 「女性に対する暴力」についての政府参考人の国会答弁（※3）
女性に対する暴力とは、公的生活で起きるか私的生活で起きるかを問わず、性別に基づく暴力行為であって、女性に対して肉体的、性的、心理的な障害や苦しみをもたらす行為やそのような行為を行うという脅迫等をいい、性犯罪、売買春、家庭内暴力、セクシュアルハラスメントを含む極めて広範な概念でございます。

※3 第145回国会参議院労働・社会政策委員会会議録第3号（平成11年3月15日）